

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

課税期間		～		
項目			旧	新
課税売上額（税抜き）	①			
免税売上額	②			
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③			
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④			
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤			
非課税売上額	⑥			
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦			
課税売上割合（④/⑦）	⑧			※付表2-2の⑧X欄へ [%]
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨			
課税仕入れに係る消費税額	⑩			
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			
課税貨物に係る消費税額	⑬			
納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑭			
課税仕入れ等の税額の合計額（⑩+⑫+⑬±⑭）	⑮			
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合（⑮の金額）	⑯			
課税売上高が5億円超かつ、課税売上割合が95%未満の場合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰		
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱		
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額〔⑰+⑱×④/⑦〕	⑲		
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額（⑰×④/⑦）	⑳			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑			
調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒			
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した（譲渡した）場合の加算額	㉓			
控除対象仕入税額〔(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓〕がプラスの時	㉔			
控除過大調整税額〔(⑯、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓〕がマイナスの時	㉕			
貸倒回収に係る消費税額	㉖			

【No.84】申告書第一表①欄の金額は、①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2-1⑩の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。

【No.85】非居住者から受け取る利子等（外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を③F欄に記載していますか。

【No.86】⑥F欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。

【No.90】課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合、⑫E欄は、⑪E欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか（又は、⑫X欄は、付表2-2⑪C欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか。）。

【No.87】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
3 ⑯及び⑰欄には、値引き、割引き、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。